

三重県労働委員会の

労使トラブルの解決、サポートします！

出前講座

団体交渉の
対応が難しい…



賃金について
組合と交渉が
まとまらない…



どうする？労使トラブル

～働きやすい職場づくりに向けて～

- 労働委員会制度、会社側のメリットは？
- 会社等からも相談、利用できます！



▷ 労働委員会とは

労働委員会は、労使間のトラブルを公正・中立な立場で解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

▷ 委員は三者構成です

- 公益委員（弁護士など）
 - 労働者委員（労働組合役員など）
 - 使用者委員（会社経営者など）
- 使用者委員は、会社側の実情を汲み取って、サポートします。

対象

県内の会社、各種団体、労働組合など

※おおむね10名以上の集まりにおうかがいします。

※営利・政治・宗教活動を目的とする集まりは対象外です。

費用

講師派遣・資料代は無料！

※会場は主催者でご用意ください。

時間

ご希望に応じて調整可能（5～20分、1時間程度など）

会議の一コマや研修の一環としてもご利用いただけます。

申込方法

開催希望日の3週間前までに、電話またはメールでお申し込みください。

お問い合わせ
お申し込み先

三重県労働委員会事務局

- 電話：059-224-3033
- メール：roui@pref.mie.lg.jp
- 住所：三重県津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 5F
- ホームページ：2次元コードからアクセス！▶

